



WISKOS——ドイツの経済・産業スパイ研究プロジェクト

2021年6月29日

(2021年7月1日修正)

久保田隆(東京大学先端科学技術研究センター特任助教)

要旨

ドイツの WISKOS プロジェクトでは、主にドイツ国内における経済スパイ・産業スパイに関する大規模な調査・分析による実態の把握が試みられ、その成果は、各種報告書・学術文献の公刊と中小企業・研究機関向けの啓発文書の公表というかたちで結実した。本プロジェクトによって、警察への通報がなされないケースが多くあることや、事件が発覚し、捜査手続が開始されたものの、起訴にまで至らないケースがほとんどであることが明らかとなった。その要因としては、公判手続の過程で企業秘密が明らかになってしまうことを被害企業が懸念していることのほか、デジタル証拠の収集に伴う困難や国際捜査共助体制の不備などが指摘されている。

わが国においても、営業秘密侵害罪の適用事例は「氷山の一角」にすぎないことが推測されるため、経済安全保障への意識を高めていくことが国策として推進される今、企業や大学、民間の研究機関を対象とした実態調査と啓発を行うべきではないだろうか。さらには、これと並行して、WISKOS プロジェクトにおいて指摘された種々の阻害要因のうち、わが国にもあてはまるものについては、先端科学技術の保護に関する法制度全体の見地から、改善を図る必要があるように思われる。



WISKOS——ドイツの経済・産業スパイ研究プロジェクト

2021年6月29日

(2021年7月1日修正)

久保田隆 (東京大学先端科学技術研究センター特任助教)

【目次】

- 1. WISKOS プロジェクトとは
- 2. 用語法と処罰規定
- (1) 経済スパイ
- (2)産業スパイ(競合者探知)
- 3. 中小企業の被害状況
- (1) 事案の発生または発生が疑われる事案
- (2)犯人の種別
- (3)企業における事案の処理
- 4. 経済スパイ・産業スパイ防止の阻害要因
- (1) 法的な阻害要因
- (2) 国際刑事司法共助(国際捜査共助・犯罪人引渡し)に伴う問題点
- (3)証拠収集の困難さ
- 5. わが国への示唆

<資料:関連条文邦訳>

1.WISKOS プロジェクトとは

WISKOS プロジェクト*1は、2015年1月から2018年9月にかけて、ドイツのフラウンホーファー・システム・イノヴェーション研究所とマックス・プランク外国刑法国際刑法研究所(当時)が共同で実施した、ドイツおよび欧州各国における経済スパイ・産業スパイに関する研究プロジェクトである。本プロジェクトは、ドイツ連邦教育研究省(BMBF)の助成*2を受けて実施されたことにくわえ、ドイツ連邦刑事警察庁(Bundeskriminalamt: BKA)もパートナーとして名を連ねていることから、公的性格を帯びていることもうかがえる。

本プロジェクトの特色としては、次の3点を挙げることができる。第1に、ドイツ国内で発生した事案の調査・分析を中心に据えつつも、オーストリア・ブルガリア・デンマーク・スイス・英国の5カ国の情勢を対象とした比較研究も行われている点である。第2に、ドイツ国内の情勢を調査・分析するにあたって、大企業ではなく中小企業(Kleine und mittlere Unternehmen: KMU)を対象としたアンケート調査やイ

ンタヴュー調査が実施されている点である。そして、第3に、本プロジェクトは、もっぱら学術的な関心から計画・実施されたものではなく、主に中小企業に対して、経済スパイ・産業スパイ予防戦略の最適化に向けた啓発を行うことをも目的としている点である。その成果として、最終報告書や学術論文・書籍のみならず、中小企業や研究機関向けの啓発文書・リーフレットなどが WISKOS のウェブサイト*3上に公開されている。

WISKOS プロジェクトは、以下の3つのモジュールから構成されている。各モジュールの概要は以下のとおりである*4。

モジュール1:各国の状況のスクリーニング

◆ EU 全加盟国 (28 ヶ国・当時) およびスイスの関連法規、手続法上の枠組および基 礎的な統計データ

モジュール2:マルチレベル評価

- ◆ 文献・文書分析
- ◆ 刑事記録分析 (ドイツの産業スパイ事件・713件)
- ◆ 典型例ケーススタディ(ブルガリア、デンマーク、オーストリア、スイスおよび英国・50件)
- ◆ 専門家インタヴュー(ドイツ、ブルガリア、デンマーク、オーストリア、スイスおよび英国 の官公庁、中小企業、商工会議所、団体および学術組織の代表者・62件)

モジュール3:暗数調査

- ◆ アンケート調査「製造の現代化 2015 | *5 (1,282 社)〔以下、「アンケート①」〕
- ◆ 従業員 250 名以下の製造会社および産業系サービス業者 (industrienahe Dienstleister) を対象としたアンケート調査 (583件) [以下、「アンケート②]]

2. 用語法と処罰規定

ドイツでは、一般に、「**経済スパイ**」(Wirtschaftsspionage)は、外国の情報機関による営業秘密の窃取等の行為を指す概念として用いられている。これとは区別される概念として、「**競合者探知**」(Konkurrenzausspähung)ないし「**産業スパイ**」(Industriespionage)がある。これらは、もっぱら競合する企業間において行われる行為を指す概念として用いられている *6 。本レポートでは、このような区別にならいつつ、後者に関しては、日本語としてより馴染みのある「産業スパイ」を用いることとする。

これらの用語はいずれも、法概念として明文化されているものではないが、ドイツ 法には、この用語法におおむね対応するかたちで処罰規定が設けられている。そのな かでも特に重要なものを示したのが以下の表である*7。

経済スパイ	産業スパイ
諜報機関の工作員活動罪 (刑法典 99 条)	2019年4月25日以前:
	営業秘密・操業秘密侵害罪
	(不正競争防止法旧 17 条)
	2019年4月26日以後:
	営業秘密侵害罪
	(営業秘密保護法 23 条)

(1) 経済スパイ

経済スパイの主たる処罰規定としては、ドイツ刑法典 99 条の**諜報機関の工作員活動罪** (Geheimdienstliche Agententätigkeit) がある。同条は、ドイツ刑法典各則第 2章「反逆及び対外的安全の危殆化」に規定されている*8。同章は、日本刑法にいう国家的法益に対する罪に相当するものであることから、経済スパイは、単なる営業秘密の窃取とは性質を異にする、ドイツ国家に対する罪として位置づけられていることがわかる。

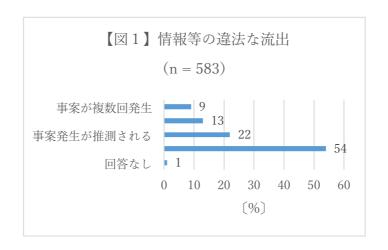
(2)産業スパイ(競合者探知)

産業スパイ (競合者探知) の処罰規定としては、2019 年 4 月 18 日成立・同月 26 日施行の**営業秘密保護法** (GeschGehG*9) 23 条の**営業秘密侵害罪** (Verletzung von Geschäftsgeheimnissen) が重要である。本法は、2016 年の EU 営業秘密保護指令(2016/943/EU)*10の国内担保法として制定されたものである。同条は、**不正競争防止法** (UWG*11) 旧 17 条の**営業秘密・操業秘密漏示罪** (Verrat von Geschäfts- und Betriebsgeheimnissen) の規定をベースに、上記 EU 指令が求める内容を反映させたものである。WISKOS プロジェクトにおいて調査の対象となったケースはすべて、新法成立前の不正競争防止法旧 17 条の事案である。

3. 中小企業の被害状況

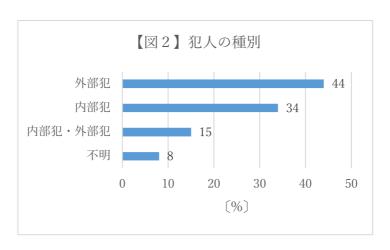
上述のモジュール3(暗数調査)の一環として実施された2つのアンケート調査によって、これまで刑事手続にはのせられず、表面化していなかった中小企業の被害状況が明らかとなった。以下では、調査結果の一部を紹介する。

(1) 事案の発生または発生が疑われる事案



【図1】は、アンケート②への回答が得られた中小企業 583 社における、過去 5 年以内の情報流出事案の発生状況を示したものである *12 。これによれば、+2 半数近くの企業 (計 44%)が、過去 5 年以内に 1 回以上の被害に遭うか、被害の発生が疑われていることになる。中小企業は通常、包括的な防衛手段を確保するための資金や人的リソースをもたないとされていることに照らせば *13 、これがいかに危機的な状況であるかがわかる。

(2) 犯人の種別

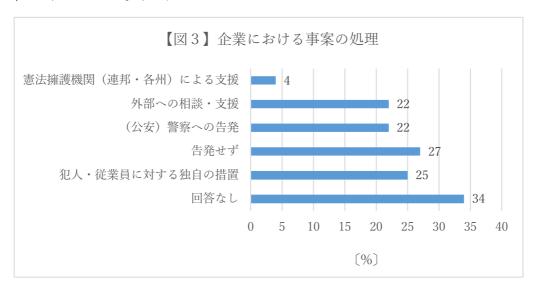


【図2】は、同じくアンケート②より、営業秘密の窃取のうち何%が内部犯によって行われ、何%が外部犯によって行われたのかを示したものである*14。これをみると、外部犯が半数弱(44%)を占めていたことがわかる。外部犯は、社内において重要な情報にアクセス可能な内部犯(インターンや出向者なども含む)とは異なり、工場の視察や展示会において生産設備や試作品などの写真を撮影したり、企業のネットワークや機械、設備に対してサイバー攻撃を仕掛けるといった手口を用いるとされる。

「内部犯・外部犯」(15%)とは、外部の人間が内部の人間に対して、いわゆるソーシャル・エンジニアリング*15を行ったケースである*16。これに純然たる内部犯

(34%) の割合を加えると、49%となり、<u>ほぼ半数が内部の人間が関与したケース</u>であることがわかる。

(3)企業における事案の処理



【図3】は、アンケート②に対して回答のあった営業秘密の窃取事案に対して、各企業がいかなる対処を図ったのかを示したものである *17 。ここでは、発覚した事案のうち 5分の1程度(22%)においてしか刑事告発がなされておらず、それを上回る 27% が刑事告発という手段を明示的に排除している点が重要である *18 。また、連邦憲法擁護庁または各州の憲法擁護機関からの支援を受けたケースが 4%と非常に少なく、関係機関が被害企業との連携に苦慮している様子もうかがえる *19 。

このような状況については、<u>企業にとって、官公庁の所管が判然としないことや、</u> 刑事手続において企業秘密が保護されるのか否かが明らかではないこと、刑事手続に よる負担が「割に合わない」ことが原因ではないかと推測されている*20。

4. 経済スパイ・産業スパイ防止の阻害要因

WISKOS プロジェクトにおける各種調査を通じて、経済スパイ・産業スパイ防止を 阻害するいくつかの要因が明らかとなった。具体的には、(1)法的な阻害要因、(2) 国際刑事司法共助(国際捜査共助・犯罪人引渡し)に伴う問題点、(3)証拠収集の 困難さの3点である。

(1) 法的な阻害要因

以下の表*²¹に示されているように、ドイツでは、産業スパイについて*²²、検察官による捜査が開始されたにもかかわらず、起訴にまで至らないケースが数多くみられることが明らかとなった。

[捜査手続の結果 (n = 1111)]

ドイツ刑事訴訟法 152 条 2 項にもとづく不起訴処分	79 (7.1%)		
ドイツ刑事訴訟法 153 条にもとづく手続打切	118 (10.6%)	837	
ドイツ刑事訴訟法 170 条 2 項にもとづく手続打切または	640 (57.6%)	031	
同法 374 条にもとづく私人訴追への送致			
ドイツ刑事訴訟法 153a 条にもとづく手続打切	98 (8.8%)		
略式刑罰命令	80 (7.2%)	119	
起訴	39 (3.1%)	119	
その他(154条、153d条、205a条にもとづく手続き打切など)	57 (5.13%)		

その理由としては、告訴の取消し、私人訴追への移行のほか、窃取された情報が EU 営業秘密保護指令等の要件を満たさず、営業秘密侵害罪を適用できないといった法的な阻害要因が挙げられている*23。

さらに、被害に遭った企業が、公判手続の過程で企業秘密が公開されてしまうことを懸念している点も、経済スパイ・産業スパイ事案の特徴の1つであるといえる。このことは、ドイツにおいては(わが国とは異なり)起訴法定主義が原則とされていることとも関係している(ドイツ刑事訴訟法 170 条 1 項)。すなわち、捜査を通じて「十分な嫌疑」の存在が明らかとなった場合、検察官は事件を起訴する義務を負うため、(中間手続を経る必要こそあるものの)半ば強制的に公判手続が開始されてしまうのである。それに対して、ドイツの対内情報機関である連邦憲法擁護庁(Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV)であれば、そのような義務とは無縁であるため(そもそも逮捕権をもたない)、犯人を検挙せずに「泳がせて」おくことで、秘密裡に調査を続行できるというメリットが指摘されている*24。

第 14 回連邦憲法擁護庁・経済安全保障連邦連盟安全保障会議

2021 年 3 月 24 日、**第 14 回連邦憲法擁護庁・経済安全保障連邦連盟安全保障会議** (14. Sicherheitstagung vom BfV und ASW Bundesverband) がリモート開催された *25。本会議は、ドイツ各州に存在する「経済における安全保障連盟」 (Allianz für Sicherheit in der Wirtschaft: ASW) の全国組織である経済安全保障連邦連盟 (ASW Bundesverband) と共催しているものである。第 14 回会議は、「**経済スパイ**――**ドイツ企業への現実的脅威**」をテーマに行われ、パネル1「フォーカス:中小企業」とパネル2「フォーカス:グローバルリスク」の2部構成 (所要時間3時間) であった。なお、パネル1には、WISKOS プロジェクトにも参画していた、

ミヒャエル・キルヒリング (Michael Kilchling) マックス・プランク研究所上席研究員もパネリストとして名を連ねている*²⁶。

(2) 国際刑事司法共助(国際捜査共助・犯罪人引渡し)に伴う問題点

犯罪事実を裏づける証拠が国外にある場合(たとえば、外国にサーバーが設置されているメールクライアントのアカウントなど)、外国当局に対して**国際捜査共助**を要請する必要がある。しかし、それには、通常の国内で完結する手続に比べて時間を要するため、その間に、データ保護規則の定めるところに従って、証拠となるべきデータが削除されてしまうといった問題点が指摘されている*27。

また、そもそも国際刑事司法共助に関する条約が相手国との間に締結されていない場合、被疑者の引渡しや証拠の提供を受けられないことがある。このことが実際に問題となったケースとして、米国の AMSC グループに属する AMSC Windtec 有限会社のエンジニア(オーストリア人)が 2011 年に中国の Sinovel 社に重要なソースコードを提供したとして逮捕された事件がある。同人に対しては、オーストリア国内で裁判が行われ、懲役 3 年および罰金 20 万ユーロが言い渡されたものの、ソースコードを受け取った中国人被疑者については、オーストリアも米国も中国との間で犯罪人引渡条約を締結しておらず、身柄を確保することがかなわなかった(その後、Sinovel社は米国において起訴され、150 万ドルの罰金が科されている)*28。

(3) 証拠収集の困難さ

経済スパイ・産業スパイに関する捜査においては、証拠収集が特に困難であるとされる。営業秘密の窃取が行われた疑惑こそ浮上しているものの、確たる証拠(特に、**デジタル証拠**)が得られず、被疑者を訴追できないことがままあるようである。とりわけ、外国情報機関による関与の証拠をつかむことは困難をきわめ、被疑者を経済スパイではなく産業スパイとして捜査せざるをえないこととなり、前出・4(1)で述べたような理由から、手続が打ち切られるか、私人起訴へと移行することになってしまうケースが多いとされる*29。

また、サイバー犯罪の分野においては、デジタル証拠が改変されてしまうこともありうると指摘されている。その対策の一環として、欧州委員会は 2018 年、刑事における電子証拠の提出命令・保全命令に関する規則案を提案し、現在、成立に向けた議論が進められている*30。

5. わが国への示唆

以上のように、ドイツの WISKOS プロジェクトでは、主にドイツ国内における経済スパイ・産業スパイに関する大規模な調査・分析による実態の把握が試みられ、各

種報告書・学術文献の公刊と中小企業・研究機関向けの啓発文書の公表というかたちで結実した。わが国においても、営業秘密侵害罪(不正競争防止法 21 条)の適用事例は「氷山の一角」にすぎないことが推測されるため、経済安全保障への意識を高めていくことが国策として推進される今、企業や大学、民間の研究機関を対象とした実態調査と啓発を実施すべきではないだろうか。さらには、これと並行して、WISKOSプロジェクトにおいて指摘された種々の阻害要因のうち、わが国にもあてはまるものについては、先端科学技術の保護に関する法制度全体の見地から、改善を図る必要があるように思われる。

<資料:関連条文邦訳>

【ドイツ刑法典】第 99 条(諜報機関の工作員活動) *31

- ① 1. 外国の勢力の諜報機関のために、ドイツ連邦共和国に対して、事実、客体もしくは知識の報告若しくは提供に向けられた諜報活動を行った者、又は、
 - 2. 外国の勢力の諜報機関に対し、若しくはその仲介者に対し、そのような活動を行うつもりのある旨を表明した者

は、その行為が第 94 条若しくは第 96 条第 1 項、又は第 94 条若しくは第 96 条第 1 項と併せて適用される第 97 条 a 若しくは第 97 条 b において処罰対象とされないときは、5 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

- ② 特に重い事案では、刑は1年以上10年以下の自由刑とする。特に重い事案は、原則として、行為者が、官署により若しくはその指示により秘密にされている事実、客体又は知識を知らせ、又は提供したとき、及び、
 - 1. このような秘密の保持を特別に義務づけられた責任ある地位を濫用し、又は、
 - 2. 犯行によりドイツ連邦共和国に対して重大な不利益を及ぼす危険を引き起こした

ときに認められる。

③ 第98条第2項を準用する。

【ドイツ不正競争防止法】第 17 条(営業秘密及び操業秘密漏示) *32

- ① 企業において雇用されている者として、競争の目的で、私益のために、第三者の利益のために又は事業主に損害を加える意図をもって、業務関係の枠内において打ち明けられ、又は知り得ることとなった営業秘密又は操業秘密を業務関係の継続期間中に無権限で人に知らせた者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- ② 競争の目的で、私益のために、第三者の利益のために又は事業主に損害を加える目的をもって、
 - 1. 営業秘密又は操業秘密を
 - (a) 技術的手段の利用、
 - (b) 秘密を化体する複製物の作成、若しくは、
 - (c) 秘密が化体された物の窃取

により、無権限に入手し、又は確保した者、又は、

- 2. 第1項に掲げる告知のいずれか又は自己若しくは他人の前号に定める行為により取得し、又はその他の方法により無権限に入手し、若しくは確保した営業秘密又は操業秘密を無権限に使用し、又は他人に開示した者
- は、前項と同様の刑に処する。

- ③ 本条の罪の未遂は、罰する。
- ④ 特に重い事案では、刑は5年以下の自由刑又は罰金刑とする。特に重い事案は、 原則として、行為者が、
 - 1. 営業として行為し、
 - 2. 告知の際に、秘密が国外において使用されることを知っており、又は、
 - 3. 国外において、自ら第2項第2号に定める使用を行ったときに認められる。
- ⑤ 犯行は、刑事訴追機関が刑事訴追について特別な公の利益があるために職権による介入が必要と考えるときを除き、告訴に基づいてのみ訴追される。
- ⑥ 刑法典第5条第7号*33を準用する。

【ドイツ営業秘密保護法】第 23 条(営業秘密侵害)

- ① 自己又は他人の競争を促進するために、私益のために、第三者の利益のために、又は事業主に損害を加える意図をもって、
 - 1. 第4条第1項第1号*34に違反して、営業秘密を取得した者、
 - 第4条第2項第1号(a)*35に違反して、営業秘密を利用し、又は公開した者、 又は、
 - 3. 第4条第2項第3号*36に違反して、企業において雇用されている者として、 業務関係の枠内において打ち明けられ、又は知り得ることとなった営業秘密 を業務関係の継続期間中に公開した者
 - は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- ② 自己又は他人の競争を促進するために、私益のために、第三者の利益のために、又は事業主に損害を加える意図をもって、第1項第2号又は第3号に定める他人の行為によって取得した営業秘密を利用し、又は公開した者も、前項と同一の刑に処する。
- ③ 自己又は他人の競争を促進するために、又は私益のために、第4条第2項第2号 又は第3号に違反して、営業取引において行為者に打ち明けられた秘密の原型又は 技術上の指図書である営業秘密を利用し、又は公開した者は、2年以下の自由刑又 は罰金刑に処する。
- ④ 1. 第1項又は第2項の場合において、営業として行為し、
 - 2. 第1項第2号若しくは第3号又は第2項の場合において、公開の際に、営業 秘密が国外において利用されることを知っており、又は、
 - 3. 第1項第2号又は第2項の場合において、営業秘密を国外において利用した者
 - は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

- ⑤ 本条の罪の未遂は、罰する。
- ⑥ 刑事訴訟法第 53 条第 1 項第 1 文第 5 号*37に掲げる者による幇助行為は、営業秘密の受領、評価又は刊行にとどまるときは、違法ではない。
- ⑦ 刑法典第5条第7号を準用する。行為者が、自己若しくは他人の競争を促進するために、又は私益のために行為したときは、刑法典第30条*38及び第31条*39を準用する。
- ⑧ 犯行は、刑事訴追機関が刑事訴追について特別な公の利益があるために職権による介入が必要と考えるときを除き、告訴に基づいてのみ訴追される。

^{*1 「}WISKOS」は、「<u>Wirtschaftsspionage und Konkurrenzausspähung in Deutschland und Europa</u>」(「ドイツ及び欧州における経済スパイ及び競合者探知」)の頭字語である。

^{*2} 研究助成プログラム「民間の安全保障――経済犯罪からの保護」(Zivile Sicherheit – Schutz vor Wirtschaftskriminalität)。

^{*3} https://wiskos.de/de/home.html (2021年6月29日最終閲覧。以下同じ。)

^{*4} WISKOS 中小企業向け啓発文書(<u>https://wiskos.de/files/pdf4/KMU_Broschuere_doi.pd</u>f) 2 頁。

^{*5} アンケート調査「製造の現代化」(Erhebung Modernisierung der Produktion)とは、フラウンホーファー・システム・イノヴェーション研究所が 1993 年から 3 年おきに実施しているアンケート調査である。製造業・テクノロジー関連企業を対象として、モダナイゼーション(現代化)のトレンドを把握するための大規模な調査である。https://www.isi.fraunhofer.de/de/themen/industrielle-wettbewerbsfaehigkeit/erhebung-modernisierung-produktion.html

^{*6} BT-Drucks. 18/2281, S. 2. 欧州各国における用語法につき、Susanne Knickmeier, Spies without borders? The phenomena of economic and industrial espionage and the deterrence strategies of Germany and other selected European countries, 33 Security Journal 6, 7-8 (2020)を参照。

^{*7} WISKOS 最終報告書(https://wiskos.de/files/pdf5/Abschlussbericht_Projekt_WISKOS.pdf) 13 頁の表をもとに筆者が作成・簡略化。各規定の邦訳は、本レポート末尾の<資料:関連条文邦訳>を参照。

^{*8} ドイツ刑法典各則第2章の概要については、拙稿「ドイツ刑法典における国家秘密侵害の 罪に関する序論的検討」信州大学経法論集10号(2021年)63頁以下を参照。

^{*9} Gesetz zum Schutz von Geschäftsgeheimnissen vom 18. April 2019 (BGBl. I S. 466).

^{*10} Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) aganist their unlawful acquisition, use and disclosure. 邦文献として、浅井敏雄「EU 営業秘密指令の概要」パテント 74 巻 1 号(2021 年)84 頁以下を参照。

^{*11} Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. März 2010 (BGBl. I S. 254), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 26. November 2020 (BGBl. I S. 2568) geändert worden ist.

- *12 WISKOS 研究成果概要(https://wiskos.de/files/pdf5/Zusammenfassung_Gesamt_neu.pd
 f) 1 頁のグラフをもとに筆者が作成。
- *13 WISKOS 研究成果概要(前掲注 12) 1 頁参照。
- *14 WISKOS 最終報告書(前掲注7)40頁のグラフをもとに筆者が作成。
- *15 人間の心理的な隙や行動のミスにつけ込み、パスワードなどを入手することをいう。
- *16 WISKOS 研究成果概要(前掲注 12)3 頁参照。
- *17 WISKOS 最終報告書(前掲注7)39頁のグラフをもとに筆者が作成。
- *18 WISKOS 研究成果概要(前掲注 12)3 頁参照。
- *19 なお、連邦憲法擁護庁のウェブサイトには、単一窓口(Single Point of Contact: SPO C)として予防担当課(Bereich Prävention)の電話番号とメールアドレス・メールフォームが掲載されており、匿名での相談が可能である(https://www.verfassungsschutz.de/DE/servic e/wirtschaft-und-wissenschaft/wirtschaft-und-wissenschaft_node.html)。
- *20 WISKOS 研究成果概要(前掲注 12)3 頁参照。
- *21 WISKOS 最終報告書(前掲注7)29頁の表をもとに筆者が作成。
- *22 経済スパイについては、2010年から2015年までの期間においては1件も捜査手続が完了していないとの情報がドイツ連邦検察庁から得られたという。WISKOS最終報告書(前掲注7)30頁参照。
- *23 Knickmeier, supra note 6, at 21.
- *24 Knickmeier, supra note 6, at 8.
- *25 ドイツ連邦憲法擁護庁プレスリリース(https://www.verfassungsschutz.de/SharedDocs/pressemitteilung-2021-2-sicherheitstagung.html) 参照。
- *26 その他の出席者については、会議のプログラム(<u>https://www.wirtschaftsschutz.info/SharedDocs/Veranstaltungen/DE/BfV_ASW-Programm_2021.pdf?__blob=publicationFile&v=2</u>)を参照。
- *27 Knickmeier, supra note 6, at 21.
- *28 Knickmeier, supra note 6, at 7 and 22.
- *29 Knickmeier, supra note 6, at 22.
- *30 Id.
- *31 訳出にあたっては、法務省刑事局「刑事法制資料 ドイツ刑法典」(2021年)126-127 頁を参照した。
- *32 訳出にあたっては、宗田貴行「ドイツ新不正競争防止法(翻訳)」奈良法学会雑誌 17 巻 1・2 号(2004 年)202-203 頁を参照した。
- *33 〔訳注〕犯行地の法のいかんを問わず、国外犯に対してドイツ刑法の適用を認める規定。
- *34 〔訳注〕営業秘密を含む書類等への無権限のアクセス、領得および複写による営業秘密の取得の禁止に関する規定。
- *35 〔訳注〕第4条第1項第1号に定める行為によって自ら取得した営業秘密の利用または公開の禁止に関する規定。

- *36 〔訳注〕営業秘密を公開しない義務に反する営業秘密の利用又は公開の禁止に関する規定。
- *37 〔訳注〕報道関係者の証言拒否権に関する規定。
- *38 〔訳注〕関与の未遂に関する規定。
- *39 〔訳注〕関与の未遂の中止に関する規定。